

平成21年度監事監査計画

監事 平井 紀夫、佐々木 茂夫

1. 監査の基本方針

国立大学法人京都大学監事監査規程（平成16年5月25日制定）に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から、本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室と連携して監事監査を実施する。

2. 監査事項及び重点項目

監事監査規程第5条に定める事項について監査を実施する

2.1 業務監査

(1) 大学の運営状況

中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況
管理運営の効率化の推進状況

(2) 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項

人事制度、人事政策の実施状況
労務管理（採用計画・評価・賃金・処遇・異動）の実施状況
研修制度（FD、学内研修、学外研修）の実施状況

(3) 財政

教育研究経費の執行状況
予算編成上の重点項目の達成状況
経費削減への具体的な努力状況

(4) 施設・資産管理

施設、資産の有効活用の状況

(5) 学生支援

学生支援の実施状況

2.2 会計監査

(1) 決算（年次および月次）の状況

(2) 資金運用の状況

(3) 資産の管理・活用状況

(4) 人件費・旅費の支給状況

(5) 債権の管理の実施状況

2.3 重点項目（臨時監査）

2.1の監査項目及びその関連業務のうち下記の項目について臨時監査（重点項目）として別表に示す計画のとおり実施する。

(1) 臨時監査の主テーマ

「大学の価値向上と社会的責任の遂行」

(2) 監査の視点

体系的組織的な取り組み

P・D・C・A（マネジメントサイクル）への取り組み

本部と部局の連携

(3) 監査対象業務

教育研究分野

・産官学連携に基づく外部資金に対する取り組み

・教育研究上の目的に沿った教育内容と方法に対する取り組み

業務運営分野

・競争的資金等の不正防止計画に対する取り組み

社会的責任分野

・情報セキュリティに対する取り組み

・環境に関する課題に対する取り組み

3. 監査の対象部局

監事監査規程第5条に定める監査事項について関連する教育研究推進本部、経営企画本部の全業務について定期監査を実施し、臨時監査は重点事項を所管する本部部門及び部局の業務について行う。

4. 監査の方法

(1) 定期監査は、役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議へオブザーバーとして出席するとともに、書面および担当責任者へのヒアリングによって実施する。会計監査は主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。

(2) 臨時監査は、書面、担当責任者へのヒアリングおよび実地監査によって実施する。事前に被監査対象部局等と日程等について調整する。両監査共に監査室と連携して実施する。

5. 監査の実施期間

(1) 業務監査

定期監査 平成21年7月 - 平成22年6月 適宜実施

臨時監査 平成21年7月 - 12月 原則として重点監査項目ごとに実施

(2) 会計監査

決算終了後の平成22年6月初旬に実施

6. 監査報告書の作成

監査報告書 平成22年6月

以上

平成21年度臨時監査計画表 (別表)

監査分野	監査対象業務	監査項目	実施時期	対象部局
教育研究分野	研究活動面における社会との連携及び協力	産官学連携に基づく外部資金に対する取り組み	7月	研究推進部 医学部・研究科 薬学部・研究科 工学部・研究科
	教育における質の向上	大学設置基準に基づき設定した教育研究上の目的に沿った教育内容と方法に対する取り組み	9月	教育推進部 農学部・研究科 教育学部・研究科 経済学部・研究科
業務運営分野	競争的資金等の不正防止計画	競争的資金等の不正防止計画に対する取り組み	10月	研究推進部 財務部 理学部・研究科 防災研究所
社会的責任分野	情報セキュリティ	情報セキュリティに対する取り組み	11月	情報環境部 学術情報メディアセンター 附属病院 宇治地区事務部
	環境	環境に関する課題に対する取り組み	12月	環境安全衛生部 工学部・研究科 農学部・研究科 原子炉実験所

(注) 対象部局については、必要に応じて他の部局等についても実施する場合がある。